

綾部市人材確保支援補助金の申請方法

(1) 制度概要

市内企業が行う人材確保の取組を支援するため、補助金を交付します。

(2) 対象企業

以下のいずれにも該当する企業を対象とします。

- ・ 市内に事業所を有している中小企業者又は大企業者（日本標準産業分類大分類P－医療、福祉のうち中分類 8 5 社会保険・社会福祉・介護事業を営む企業、農業法人及び個人農家は対象外）
- ・ 綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない企業であること。
- ・ 市税に滞納がない企業であること。

※ 中小企業者及び大企業の定義は別表1に定めるとおりです。

(3) 補助対象事業

別表2に定めるとおりです。

(4) 補助金の交付申請

- ・ 補助対象事業ごとに、令和8年1月9日までに綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、提出してください。
- ・ 補助金対象経費に補助率を乗じて得た交付申請額を、申請書に記載してください（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。）。

◆申請書をデータでご希望の場合は、綾部市ホームページからダウンロードができます。

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000005346.html>



(5) 問い合わせ先・提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市 農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当
電 話：0773-42-4264
メー ル：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

別表 1

業種分類	中小企業者の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

1 中小企業者の定義（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定）

2 大企業は中小企業者以外の企業（会社及び個人に限る。）で、事業を営むものをいう。

別表 2

No	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
①	インターンシップ 支 援 事 業	インターンシップの受け入れに要する経費	10/10	3 万円/人 （1 人当たり 1 日 5 千円）
②	副 業 人 材 活 用 事 業	中小企業者が副業人材活用のために、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点協議会の構成団体である登録民間人材ビジネス事業者に対して支払った登録料、求人掲載料及び人材紹介手数料。ただし、実際に副業人材を活用した場合に限る。	1/2	5 万円／年
③	雇用・定住 促 進 事 業	市内での社宅又は社員寮整備に要する経費のうち、次に定めるもの ① 建築費、購入費 ② 5 年以上の新規借上げ契約における初年 1 年間の賃料（1 棟 4 部屋以上の借上げであること。）	1/4	① 建築、購入 1 棟 100 万円 （1 棟まで） ② 借上げ 1 棟 50 万円 （2 棟まで）
④	福 利 厚 生 支 援 事 業	社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内の施設の使用料等	1/2	10 万円／年

1 補助対象事業の期間は、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日の間に行われたもの
とします。

2 国又は京都府等の補助金等の交付対象経費並びに消費税及び地方消費税相当額は、補
助対象経費とすることができない。

▶次ページ以降に、詳細を記載しております。

① インターンシップ支援事業

【概要】

インターンシップの受け入れに対して補助金を交付します。

【補助対象経費等】

- ・ 補助限度額は1人当たり3万円（1人当たり1日5千円）とします。
- ※ただし、小、中、高等学校の授業等によるものは除きます。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{1 \text{ 人当たり } 5,000 \text{ 円/日}} \times \boxed{10/10(\text{補助率})} \times \boxed{\text{受け入れ日数}}$$

◎計算例1 （インターンシップの受け入れを1人10日間実施した場合）

$$\boxed{5,000 \text{ 円}} \times \boxed{10/10} \times \boxed{10 \text{ 日間}} = 50,000 \text{ 円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 } 30,000 \text{ 円/人}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ インターンシップ受入れ日程表等の実施日数が分かる書類
- ・ 参加者の作成した日報、レポート等実施が分かる書類
 - ※ 個人事業主の場合は、運転免許証等の写しを提出してください。
 - ※ インターンシップ実施後すみやかに申請してください。

② 副業人材活用事業

【概要】

副業人材活用のため、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点協議会構成団体の登録民間人材ビジネス事業者に対して支払った経費に対して補助金を交付します。

【補助対象経費等】

- ・ 中小企業者が、京都府プロフェッショナル人材戦略拠点協議会構成団体の登録民間人材ビジネス事業者に支払った登録料、求人掲載料、人材紹介手数料を対象とします。
- ・ 補助限度額は5万円／年とします。
 - ※ 実際に副業人材を活用した場合に限ります。
 - ※ 大企業は対象外です。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{登録料、求人掲載料、人材紹介手数料}} \times \boxed{1/2(\text{補助率})}$$

◎計算例

$$\boxed{\text{登録料 3 万円} + \text{掲載料 3 万円} + \text{手数料 10 万円}} \times \boxed{1/2} = 8 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 5 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 掲載料等補助対象経費の額を証する書類（登録人材ビジネス事業者への申請書や請求書等の写し）
- ・ 実際に副業人材を活用したことが確認できる書類（副業人材との契約書等の写し）
 - ※ 個人事業主の場合は、運転免許証等の写しを提出してください。
 - ※ 補助対象経費の支払いが完了し、副業人材との契約を締結した後、すみやかに申請してください。

◎京都府プロフェッショナル人材戦略拠点協議会について

府内の行政機関、地域金融機関、経済団体・産業支援機関及び京都府プロフェッショナル人材戦略拠点に登録した民間ビジネス事業者等の情報共有・連携を強化し、人材マッチングの支援を行っている組織です。

➤ 登録人材ビジネス事業者は、次のページから参照してください。

ホームページ <https://www.jigyo-keizoku.jp/prof/>



③ 雇用・定住促進事業

【概要】

綾部市内での社宅又は社員寮整備に要する経費に対して、補助金を交付します。

【補助対象経費等】

- ・ 次に定めるものとします。
- 1 市内で社宅、社員寮を建築、購入
 - 建築費、購入費等を補助対象経費とし、年間1棟までとします。
 - 1棟100万円を補助限度額とします。
- 2 市内でアパート等を5年以上の新規借上げ契約
 - 1棟あたりの初年1年間の賃料を補助対象経費とし、年間2棟までとします。
※ 共益費が賃料と別記載の場合、共益費は賃料に含みません。
 - 1棟50万円補助限度額とします。ただし、1棟4部屋以上の借上げを条件とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{社宅、社員寮整備に要する経費}} \times \boxed{1/4(\text{補助率})} \times \boxed{\text{棟数(上限あり)}}$$

◎計算例1 (社宅、社員寮の建築、購入の場合)

$$\boxed{\text{建築費 3 億円}} \times \boxed{1/4} \times \boxed{1 \text{ 棟(上限)}} = 7,500 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 100 万円}}}$$

◎計算例2 (アパート等の借上げ契約の場合 ※2棟借上げ)

$$\boxed{\text{年間賃料 60 万円} \times \boxed{5 \text{ 部屋}}} \times \boxed{1/4} \times \boxed{1 \text{ 棟}} = 75 \text{ 万円} \Rightarrow \text{①} \underline{\underline{\text{上限 50 万円/1 棟}}}$$

$$\boxed{\text{年間賃料 36 万円} \times \boxed{4 \text{ 部屋}}} \times \boxed{1/4} \times \boxed{1 \text{ 棟}} = \text{②} \underline{\underline{36 \text{ 万円/1 棟}}}$$

$$\text{①} + \text{②} = \underline{\underline{86 \text{ 万円/2 棟}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 建築費や購入費の領収書等補助対象経費の額を証する書類（建築、購入の場合）
- ・ 5年以上新規借上げの契約書等補助対象経費の額を証する書類（借上げの場合）
- ・ 建築、購入及び借り上げた物件が分かる写真
 - ※ 個人事業主の場合は、運転免許証等の写しを提出してください。
 - ※ 建築、購入をされた場合は、補助対象経費の支払いが完了した後、すみやかに申請してください。
 - ※ 借上げ契約の場合は、賃貸契約後すみやかに申請してください。

④ 福利厚生支援事業

【概要】

社員の福利厚生や健康増進に要する経費のうち、市内施設の使用料等を補助します。

【補助対象経費等】

- ・ 次に定めるものを対象とします。
 - 1 市内施設の使用料等
 - 会社のイベント等で使用する体育館、グラウンド等の使用料を対象とします。
 - 会社として申し込んだものに限りします。
 - 年間合計額を補助対象経費とします。
 - 2 あやべ健康プラザ（水夢）の入会金、月会費等
 - あやべ健康プラザ（水夢）の法人会員入会金、月会費等を対象とします。
- ・ 補助限度額は10万円／年とします。
※ゴルフの打ちっぱなし等の費用は対象外です。

【補助金計算方法等】

使用料、入会金及び月会費 $\times$ $\frac{1}{2}$ (補助率)

◎計算例1 （運動施設の使用料）

グラウンド使用料 1 万円 $\times$ 30 回 $\times$ $\frac{1}{2}$ = 15 万円 $\Rightarrow$ 上限 10 万円

◎計算例2 （運動施設の入会金）

法人会員入会金 20 万円 $\times$ $\frac{1}{2}$ = 10 万円 $\Rightarrow$ 上限 10 万円

◎計算例3 （運動施設の月会費）

法人会員月会費 1.1 万円 $\times$ 12 か月 $\times$ $\frac{1}{2}$ = 6.6 万円

◎計算例4 （使用料と入会金）

法人会員入会金 20 万円 + 体育館使用料 10 万円 $\times$ $\frac{1}{2}$ = 15 万円 $\Rightarrow$ 上限 10 万円

【提出書類】

- ・ 綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 領収書（宛名は会社名）
- ・ 使用回数の一覧（運動施設の使用料の場合）
 - ※ 個人事業主の場合は、運転免許証等の写しを提出してください。
 - ※ イベント終了後すみやかに申請してください。

交付申請書 記入例

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

綾部市長

様

本社所在地 綾部市若竹町8番地の1

名 称 株式会社 綾部機械

法人は必ず役職欄にも記入をお願いします→

代表者役職 代表取締役

代表者氏名 綾部 太郎

本社と事業所が別の場合に記入してください→

事業所所在地 同上

事業所名 同上

綾部市人材確保支援補助金交付申請書

綾部市人材確保支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請内容

補助対象事業名 (申請される事業名に ○をつけてください。)	事業名	
		インターンシップ支援事業
	☒	副業人材活用事業
		雇用・定住促進事業
		福利厚生支援事業
交付申請額		50,000 円（千円未満切捨て。）

← 2つ以上対象の事業がある場合は、申請書を分けてください。

2 誓約事項

↑
補助限度額を超えた場合は補助限度額を記入

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
 - ・綾部市が交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
 - ・併給禁止の条件のある他の補助金等の給付を受けていません。
 - ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

3 添付書類

- ・補助対象経費の内訳等が確認できる書類の写し
- ・本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ。運転免許証等）
- ・事業の内容が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類